### 証券投資信託約款変更のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成23年10月5日をもって 投資信託約款の一部を変更する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

### 1.対象となる証券投資信託の名称

バランスセレクト 30

バランスセレクト 50

バランスセレクト 70

# 2. 約款変更の理由

各ファンドの主要投資対象の 1 つである外国株式マザーファンド ( 対象指数 : FTSE 全世界・ 日本を除く先進国指数(円ベース))を外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド(対象指数: MSCI-KOKUSAI 指数 ( 円ベース・為替ヘッジなし )) に変更する信託約款の変更手続を行なう 予定です。

両マザーファンドは、対象指数が異なりますが、日本を除く先進国株式の市況を概ね捉える という運用方針は同じであり、過去の基準価額の推移に大きな差もありません。外国株式の指 数としては現在では MSCI-KOKUSAI 指数が主流であり、純資産残高についても外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドのほうが大きいことから、当該約款変更により効率的な運用を 可能とし、もって受益者および投資家の利益に資するものと考えております。

# 3.約款変更の内容

下線部 \_は変更部分を示します。 (変更後) (変更前) 運用の基本方針 運用の基本方針

<略>

1. < 略 >

### 2. 運用方法

### (1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証券、国内 債券マザーファンド受益証券および外国債券マ ザーファンド受益証券を主要投資対象としま す。なお、株式および公社債に直接投資する場 合もあります。

# (2) 投資態度

各マザーファンド受益証券への投資比率は 以下を基本とし、原則として3ヵ月毎にリバラ ンスを行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券:【20/30/ 45 \ \ \%

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証

< 同左 >

#### 1. < 同左 >

### 2. 運用方法

### (1) 投資対象

国内株式マザーファンド受益証券、外国株式 マザーファンド受益証券、国内債券マザーファ ンド受益証券および外国債券マザーファンド受 益証券を主要投資対象とします。なお、株式お よび公社債に直接投資する場合もあります。

# (2) 投資態度

各マザーファンド受益証券への投資比率は 以下を基本とし、原則として 3 ヵ月毎にリバラ ンスを行ないます。

国内株式マザーファンド受益証券: 【20/30/ 45 **\)** %

外国株式マザーファンド受益証券:【10/20/

券:【10/20/25】 %

国内債券マザーファンド受益証券:【55/40/ 20】 %

外国債券マザーファンド受益証券:【15/10/ 10】 %

~ <略>

(3) <略>

### 3. < 略 >

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか

国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。)

<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益</u> <u>証券</u>(以下「<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーフ</u> ァンド」といいます。)

国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内 債券マザーファンド」といいます。)

外国債券マザーファンド受益証券(以下「外国債券マザーファンド」といいます。)

次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.~21.<略>

<略>

<略>

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドに属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。</u>

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド</u>の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の20 を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの情に財産に国内株式マザーファンドの信託財産に国内株式マザーファンドの信託財産に資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マ

25 ] %

国内債券マザーファンド受益証券:【55 / 40 / 20】 %

外国債券マザーファンド受益証券:【15/10/10】%

~ <同左>

(3) <同左>

3. < 同左 >

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である下記の各マザーファンド受益証券のほか

国内株式マザーファンド受益証券(以下「国内株式マザーファンド」といいます。)

<u>外国株式マザーファンド受益証券</u>(以下「<u>外国</u> 株式マザーファンド」といいます。)

国内債券マザーファンド受益証券(以下「国内 債券マザーファンド」といいます。)

外国債券マザーファンド受益証券(以下「外国債券マザーファンド」といいます。)

次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1.~21. < 同左 >

< 同左 >

< 同左 >

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド</u>の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド</u>の時価総額に国内株式マザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (同一銘柄の株式への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAI</u>マザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド</u>の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド</u>の時価総額に国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド</u>の信託財産純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限) 第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄 の新株引受権証券および新株予約権証券の時価 総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式</u> MSCI-KOKUSAIマザーファンド の信託財産に 属する当該新株引受権証券および新株予約権証 券の時価総額のうち信託財産に属するとみなし た額との合計額が、信託財産の純資産総額の100 分の5を超えることとなる投資の指図をしませ

前項において国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式

ンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産 純資産総額に占める新株引受権証券および新株 予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額を いいます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産に属する 投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属す るとみなした額とは、信託財産に属する国内株 式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファン</u> ドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび <u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産純資産総額 に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じ て得た額をいいます。

# (同一銘柄の株式への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産に属する 当該株式の時価総額のうち信託財産に属すると みなした額とは、信託財産に属する国内株式マ ザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の 時価総額に国内株式マザーファンドおよび<u>外国 株式マザーファンド</u>の信託財産純資産総額に占 める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額 をいいます。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限) 第 25 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄 の新株引受権証券および新株予約権証券の時価 総額と国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式</u> マザーファンドの信託財産に属する当該新株引 受権証券および新株予約権証券の時価総額のう ち信託財産に属するとみなした額との合計額 が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超え ることとなる投資の指図をしません。

前項において国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産に属する 当該新株引受権証券および新株予約権証券の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額と は、信託財産に属する国内株式マザーファンド および外国株式マザーファンドの時価総額に国 MSCI-KOKUSAIマザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび 外国株式 MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産純 資産総額に占める当該新株引受権証券および新 株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額 をいいます。

# (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの時価総額に国内株式マザーファンドおよび外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (外貨建資産への投資制限)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (外国為替予約の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの時価総額に外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

# (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第29条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と国内株式マザーファンドおよび外国株式マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の時価総額に国内株式マザーファンドおよび<u>外国株式マザーファンド</u>の信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (外貨建資産への投資制限)

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額と<u>外国株式マザーファンド</u>および外国債券マザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する<u>外国株式マザーファンド</u>および外国債券マザーファンドの時価総額に<u>外国株式マザーファンド</u>および外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (外国為替予約の指図)

第 33 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産と外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する<u>外国株式マザーファンド</u>および外国債券マザーファンドの時価総額に<u>外国株式マザーファンド</u>および外国債券マザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替へッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

に対応します。

# 4.変更の適用予定日 平成23年10月5日

### 5.諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 23 年 8 月 2 日から平成 23 年 9 月 1 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、 平成23年8月2日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成23年10月5日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

約款変更することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額(原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の解約価額とさせていただきます。)で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成23年9月14日から平成23年10月4日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 23 年 8 月 2 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号 野村アセットマネジメント株式会社